

令和 8 年度第 5 回（令和 8 年 6 月 2 日）庁議提案

□審議 報告 □その他

担当部・課：危機管理部地域安全推進課〔内線 4 3 2 2〕

**1 件名**

石巻市消防団員等公務災害補償に係る葬祭補償の定額部分の増額について

**2 施策等を必要とする背景及び目的（理由）****【背景】**

消防団員や消防活動に協力した者（消防作業従事者）等が、消防活動において死亡した場合、市町村は葬祭を行う者に対して葬祭補償を支給することとされている。

今般、国家公務員災害補償法に基づく「人事院規則一六 - 〇（職員の災害補償）」第 31 条第 1 項で規定する葬祭補償の額が改定されたことに伴い、総務省においても、令和 8 年 5 月 27 日に「非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令の一部を改正する政令（以下「改正告示」という。）」により、消防団員等に対する葬祭補償の定額部分を増額する見直しを行った。

**【目的】**

国の改正告示に合わせ、本市においても条例を改正し、消防団員等に対する葬祭補償の定額部分を増額するもの。

**3 根拠法令及び総合計画又は個別計画との整合性****【根拠法令： 有 □無】**

消防組織法（昭和 22 年法律第 226 号）

消防法（昭和 23 年法律第 186 号）

水防法（昭和 24 年法律第 193 号）

国家公務員災害補償法（昭和 26 年法律第 191 号）

非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令（昭和 31 年政令第 335 号）

石巻市消防団員等公務災害補償条例（平成 17 年石巻市条例第 277 号）

**【総合計画の位置付け： □有 無】****【個別計画の位置付け： □有 無】****4 提案に至るまでの経過（市民参加の有無とその内容を含む。）**

令和 8 年 5 月 非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令の一部を改正する政令の公布  
（令和 8 年 5 月 27 日公布・同日施行 令和 8 年 4 月 1 日遡及適用）

**5 主な内容**

非常勤消防団員等に対する葬祭補償に係る定額部分の改定

対 象	改 正 後	改 正 前
葬祭補償額	330,000 円 + 補償基礎額 × 30（15,000 円増）	315,000 円 + 補償基礎額 × 30

**6 実施した場合の影響・効果（財源措置及び複数年のコスト計算を含む。）****【影響・効果】**

消防団員の公務災害補償について、適正な支給が図られる。

**【市財政への負担】**

消防団員等公務災害補償等共済基金より支出されるため、受給額の増額による市の財政的な負担は無い。

なお、損害補償に係る葬祭補償の対象者はいない。

## 7 他の自治体の政策との比較検討

他市町村においても同様の改正を行う。

## 8 今後の予定及び施行予定年月日

令和8年6月 市議会第2回定例会に石巻市消防団員等公務災害補償条例の一部改正について提案  
(施行予定年月日：公布の日から施行 令和8年4月1日遡及適用)

## 9 その他